

小田原市財産規則の一部改正案に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市財産規則の一部改正
政策等の案の公表の日	令和4年(2022年)2月15日(火)
意見提出期間	令和4年(2022年)2月15日(火)から 令和4年(2022年)3月16日(水)まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布(市内公共施設、ホームページ)

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数(意見提出者数)	7件 (2人)
インターネット	2人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
直接持参	0人
無効な意見提出	0人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	0
C	今後の検討のために参考とするもの	1
D	その他(質問など)	6

<具体的な内容>

(1) 承認に関すること

	意見の内容(要旨)	区分	市の考え方(政策案との差異を含む)
1	転貸の承認を得ることができ る目安について明確にし、市 のホームページに掲載して欲 しい。	C	承認の考え方や基準は、市のホームペー ジに掲載するなど公表していきます。原 則転貸を禁止するものであるため、転貸 の承認をすることが市にとって有益にな るものかどうか等を事前に事業内容や貸 付方法について検証した上で判断してい くことが必要と考えます。

(2)その他に関すること（質問など）

	意見の内容(要旨)	区分	市の考え方(政策案との差異を含む)
1	現在小田原市が貸付を行って いる普通財産は何者に何か所 貸し付けていますか。	D	所管毎に契約をしているため、市全体の 契約数については集計をとっておりませ んが、管財課では令和4年2月末時点 で、主に個人や電気通信事業者等と、9 4か所貸付契約を締結しています。
2	現在小田原市が貸付を行って いる行政財産は何者に何か所 貸し付けていますか。	D	所管毎に契約をしているため、市全体の 契約数については集計をとっておりませ んが、管財課では令和4年2月末時点 で、主に飲料販売業者等と、5か所貸付 契約を締結しています。
3	権利の譲渡とは用益物権の譲 渡のことですか。	D	権利の譲渡とは借受物件を借りる権利を 譲渡すること等です。
4	地方自治法第238条の5第4 項により貸し付けた普通財産 の契約の解除を行った際に、	D	損失補償について借受人が転借人の部分 も含めて請求する権利があると考えま す。

	同条第5項に基づく損失補償の権利は転借人に保償されますか。		
5	転借人が普通財産の使用目的を変更したり、変形し、又はこれに工作物を設置したりした場合、市から転借人に対し契約の解除や損害賠償の請求等に行えますか。	D	ご指摘のような行為により市が不測の損害を被ることがないように、事前に相手方と契約条項や承認条件を整えておく必要があると考えております。
6	転借人が普通財産を指定された期日を経過してもなおこれをその用途に供せず、又はこれをその用途に供した後、指定された期間内に用途を廃止した時は、市は地方自治法第238条の5第6項により転貸契約を解除することができますか。	D	解除に係る条件等を契約前に整理しておく必要があると考えております。

4 その他

なし